

赤い羽根共同募金は、 じぶんの町を良くするしくみ。



子ども食堂の運営



非常用備品の購入（ピブスなど）



地域活動支援センターの搬送用車両整備



屋内遊び場の備品整備



手話の勉強会開催



認知症と診断された方と家族の方を
支える活動（もの忘れカフェなど）

赤い羽根 寄り添う気持ち 第一歩

（平成30年度赤い羽根共同募金運動スローガン 最優秀賞受賞作品）

赤い羽根共同募金とは

地域の様々な福祉活動に役立てられる募金です
赤い羽根共同募金は、地域の子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動に役立てられています。災害が起きたときには災害ボランティアセンターの設置や運営、被災者支援などにも使われます。

都道府県ごとに使われる募金です
募金運動は全国一斉に行われますが、集まった寄付金は県内において「民間の社会福祉の資金」として幅広く使われています。

目標額（＝配分に必要な資金の総額）をもとに毎年募金を呼びかけます

平成30年度共同募金運動目標額
416,517,000円

内 訳	赤い羽根共同募金	283,367,000円
	地域歳末たすけあい募金	125,850,000円
	NHK歳末たすけあい募金	7,300,000円

※寄付は自発的に行うものであり、強制で行うものではありません。目標額はあくまでも目安です。

10月1日から3月31日まで全国一斉に行われます
12月1日から始まる「歳末たすけあい募金」も共同募金運動の一環として行われます。

使いみちを事前に決めて寄付を集める「計画募金」です
集められた募金をどのように使うかをあらかじめ計画を立ててから募金を行います。

平成30年度も赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします

赤い羽根共同募金

平成29年度赤い羽根共同募金運動にご協力いただきありがとうございました!!



募金総額

4億2,210万4,900円

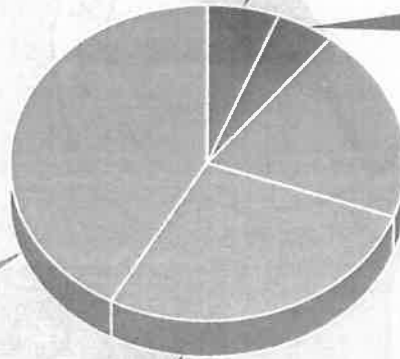
内訳

赤い羽根共同募金……………2億8,628万8,305円
 地域歳末たすけあい募金……………1億2,611万1,410円
 NHK歳末たすけあい募金……………970万5,185円

皆様からお寄せいただいた
募金の使いみち

赤い羽根共同募金
3億1,541万5,641円

あなたのまちの福祉のために、福島県の福祉のためにさまざまな場面で役立てられています。
 (以下の合計額と平成29年度共同募金実績額との差額2,912万7,336円は、配分辞退などによる返還金等であり、今回の実績に含め配分に充てました)



災害に備えて

非常災害・緊急事態への対応
652万7,974円
突発的な災害や緊急事態による福祉施設等の被害に対応するために使われます。

災害等準備金 **1,200万円**
大規模災害等に対応するための準備金として積み立て、災害が起きた場合は救済活動を行うボランティア団体等を支援するために使われます。

県内全体の福祉のために

県域で活動する福祉団体の支援 **390万円**
県域で活動する福祉団体が行う各種事業費として使われます。
広域福祉活動の推進 **1,105万円**
福島県社会福祉協議会が行う広域的な福祉活動推進のための様々な事業費として使われます。

共同募金運動を進めるために

共同募金運動の実践・推進 **6,362万2,000円**
県内13市46町村の共同募金委員会の事務費や県共同募金会の事務費・事業費などに使われます。

あなたのまちの福祉のために

市町村社会福祉協議会活動の支援
1億2,485万1,140円
市町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動や在宅福祉サービスなどに使われます。

地域福祉・在宅福祉活動の推進
676万円
市町村社会福祉協議会が行う移送サービス等の車両整備や、ボランティア育成、安全・安心なまちづくりなどを推進するための事業費として使われます。

市町村にある福祉施設等の支援に

福祉施設の整備・支援
7,920万円
社会福祉施設の修繕・補修や送迎車両の整備、備品購入、地域福祉活動に関する各種事業などに使われます。

住民による福祉活動の支援
530万4,527円
地域で多様な福祉活動を行うボランティアグループ、NPOを支援します。

小規模作業所等の支援
220万円
小規模作業所等の運営などを支援するために使われます。

■**地域歳末たすけあい募金** 1億2,611万1,410円

各市町村社会福祉協議会が行うおせち料理の配食や子どもと高齢者の世代間交流事業、見舞金贈呈事業など、様々な事業のために使われます。

■**NHK歳末たすけあい募金** 658万5,185円

障がい者の小規模作業所等の備品や搬送用車両の整備、地域保育所備品整備、児童養護施設に入所する子どもたちの就職支援などのために使われます。

※募金実績額との差額312万円は、次年度以降のNHK歳末たすけあい募金の配分財源として繰り越されます。

インターネットを通じて、共同募金のことや募金の使いみちがわかります

共同募金会では、共同募金に関する様々な情報や、皆さまからお寄せいただいた寄付金が地域でどのように役立てられているかをホームページ上で公表しています。

- 福島県共同募金会ホームページ
<http://www.akaihane-fukushima.or.jp/>
- 中央共同募金会ホームページ
<http://www.akaihane.or.jp/>

●税制上の優遇措置があります

個人の寄附の場合

寄附金が2千円を超える場合、所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除の対象となります。
 所得税における控除では、所得控除か税額控除のどちらかを選択することができます。

法人の寄附の場合

株式会社などの法人の場合は寄附される金額について「全額損金」扱いとなります。

社会福祉法人 **福島県共同募金会**

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
 TEL 024-522-0822 FAX 024-528-1234
 Eメールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp